

## 教育委員会会議の概要（令和3年3月定例会）

- ◆ 日 時 令和3年3月26日（金）午後2時00分から午後2時55分まで
- ◆ 場 所 教育局 第1会議室
- ◆ 出 席 者

教 育 長	佐々木 洋	出席
委員・教育長職務代理者	吉田 利弘	出席
委 員	里村 正治	出席
委 員	阿子島 佳美	出席
委 員	梅田 真理	出席
委 員	川又 政征	出席
委 員	後藤 由起子	出席

### ◆ 会議の概要

#### 1 開 会

#### 2 議事録承認 1月及び2月定例会

#### 3 議事録署名委員の指名 梅田委員

#### 4 報告事項

##### （1）生出小学校赤石分校跡施設利活用について

（学校規模適正化推進室長 説明）

資料に基づき報告

#### 5 付議事項

##### 第48号議案 仙台市教育構想2021の策定について

（総務課長 説明）

吉田委員 非常に充実した内容のもののできたと感じる。効果的に活用していくことが今後のあり方である。令和3年度の教育局事業概要も仙台市教育構想2021の体系に沿った構成となっており、この後の点検・評価もこの構想に基づき行われていくということで、施策の進行管理がなされていくことになる。事務局だけでなく、学校や市民教育

活動も含め、この教育構想を見ながら、確認や意識合わせをするとともに、時に修正も加え、「生きる」仙台市教育構想にしていただきたい。

原案のとおり決定

第 49 号議案 史跡仙台北城跡整備基本計画の策定について

(文化財課長 説明)

原案のとおり決定

第 50 号議案 仙台市教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正について

(人事課長 説明)

原案のとおり決定

第 51 号議案 仙台市教育委員会職員の給与に関する規程の一部改正について

(人事課長 説明)

原案のとおり決定

第 52 号議案 仙台市立義務教育諸学校及び特別支援学校高等部の学級編制基準及び教職員定数配当基準の改正について

(教職員課長 説明)

里 村 委 員 特別支援学級の学級編制基準を 8 名としている根拠を伺いたい。もう少し基準となる人数を少なくしていくという考えはないのか。

教 職 員 課 長 特別支援学級の基準についても義務標準法に基づくものであり、国の判断によることから、基準の人数を引き下げるなどの弾力化は難しいと考える。補助員や支援員の配置等により対応してまいりたい。

里 村 委 員 教員の配置はケースバイケースであるべきだと考えるが、別紙の表現は、弾力性が封じられているような印象を与えかねない。

教 育 人 事 部 長 常勤職員の雇用においては、この基準に基づいて配置を行っているが、実情はやはり配当基準が 8 人では厳しいと認識しており、補助員や支援員といった非常勤職員の配置等により負担を緩和させるよう努めている。なお、国に対しても、編制基準の人数の引き下げについて要望を行っているところである。

里 村 委 員 教員の全体人数から配置の基準を決めるのではなく、一人ひとりにきちんと向き合った教育を行うために必要な人員を配置できるよう工夫していただきたい。

教 育 長 本市としても障害の程度や状況に応じて、補助員や非常勤の職員を追加で配置し、今後も、子どもたちの学びの機会の確保ときめ細かな指導の徹底に取り組んでまいりたい。

また、長年 8 名という基準となっているが、配置基準の改善に向け、引き続き国に対して要望してまいりたい。

梅 田 委 員 実情、特別支援学級において、8 人の子どもたちを教員一人で担当することは不可

能である。本市の場合、非常勤職員や支援員、補助員を配置しているが、それらの職員は、本務職員と異なり毎年度変わってしまうことが多い。長い期間をかけて手厚い支援をしていくことが必要にもかかわらず、毎年度変わってしまう職員が対応しなければならない現状は、改善すべきである。インクルーシブ教育の構築といった視点でも、配置基準の見直しは非常に重要なことなので、ぜひ、国に対し配置基準の緩和を強く要望していただきたい。

原案のとおり決定

第 53 号議案 臨時代理に関する件について  
(教職員の人事に関する事項について)

(人事課長 説明)

原案のとおり決定

5 閉 会